

愛知学院大学薬学会 学会等開催助成規程

[趣旨]

第一条 本事業は、薬学に関する研究・教育の振興を図るため、会員が開催する学会・研究会（以下「学会等」という）を助成することを目的とする。ただし、学内の会議・研究会及び学生が主体となるものは「学会等」から除く。

[名称]

第二条 助成の名称は、愛知学院大学薬学会 学会等開催助成とする。

[対象]

第三条 助成の対象は、学外参加人数が 50 人以上の学会等とする。

[助成対象となる経費]

第三条 助成対象となる経費は、謝金、旅費、会場費、人件費、会議費、消耗品費、用品費、印刷製本費、通信運搬費とする（旅費、人件費は愛知学院大学の規程に準じる）。

[申込と選考]

第四条 学会等を開催する正会員は、前年度末までに当薬学会への申請額を記入した申込書を提出する。その際、開催の資料を添付する。評議員会は、年度始めに、申込書を審査し、助成の可否を決定する。助成額は学会の規模内容を考慮し、1 件当たり 30 万円以内とする。

学外参加人数	助成額（千円）
50～199	150
200～	300

[開催後の報告書提出]

第五条 当該学会等を開催した正会員は、報告書を、会議終了後 3 カ月以内に提出する。報告書は、次巻愛知学院大学薬学会誌に掲載される。また、会計報告書、領収書を別途提出すること。

[その他]

第六条 当該学会等で印刷物を発行する場合は、『愛知学院大学薬学会 学会等開催助成による』旨を書き添える。

第七条 この規程の改正は評議員会の議を経て総会の承認を必要とする。

附則 この規程は平成 28 年 6 月 1 日から施行する。

愛知学院大学薬学会 奨励賞規程

[趣旨]

第一条 この規定は、薬学の発展に寄与した優れた論文を発表した準会員を表彰し、薬学研究者の育成を図るためのものである。

[名称]

第二条 表彰の名称は、愛知学院大学薬学会奨励賞とする。

[対象]

第三条 次の各項に準じた優秀な論文を対象とする。

- 1) 薬学の発展に寄与するものであること。
- 2) 研究の目的、方法または結果に新規性があり、かつ有用であること。
- 3) 研究の考察が論理的であること。
- 4) 主に愛知学院大学薬学部でなされた研究であること。
- 5) 前年度に掲載された英語原著論文であること。

[資格]

第四条 授賞対象は、次の各項に該当する者とする。

- 1) 愛知学院大学薬学会の準会員であること。
- 2) 過去に本賞を受けたことがないこと。
- 3) 対象論文の第一著者であること。
- 4) 次巻の愛知学院大学薬学会誌に、総説を掲載すること。総説は、著者の業績のみならず広く文献を渉猟しそのテーマの概要が読者に理解できるようにする。

[選考および表彰]

第五条 正会員より推薦を受けた候補論文から評議員会の議を経て決定される。

第六条 愛知学院大学薬学会は、受賞者を表彰する。

- 1) 愛知学院大学薬学会総会で行う。
- 2) 受賞者には賞状および副賞を授与する。

第七条 前条の表彰を行ったときは、受賞者の氏名、論文を愛知学院大学薬学会誌に公表する。

[その他]

第八条 受賞候補者の選考方法は別に定める。

第九条 この規程の改正は評議員会の議を経て総会の承認を必要とする。

附則 この規程は平成 28 年 6 月 1 日から施行する。

愛知学院大学薬学会 奨励賞選考方法

[趣旨]

1. 愛知学院大学薬学部奨励賞の選考は、規程に定める以外は本方法による。

[選考]

2. 受賞候補論文の選考は、次の手順を経て行われる。
 - 1) 正会員である指導教員より推薦理由を付して受賞候補論文を評議員に報告する。
 - 2) 推薦を受けた候補論文の中から評議員会の議を経て受賞候補論文を決定する。
 - 3) 編集幹事が受賞候補論文を総会に報告する。

[件数]

3. 受賞候補論文は、一年当たり若干数とする。ただし一人の準会員が二件以上の受賞対象とはならない。

[副賞]

4. 副賞は、賞金五万円とする。

[その他]

5. 評議員会で受賞候補者の決定後、編集幹事は本人の承諾を得ること。
6. 選考方法の改廃は総会の承認を必要とする。

附則 この方法は平成 28 年 6 月 1 日から施行する。

愛知学院大学薬学会 卒業研究発表会優秀賞規程

[趣旨]

第一条 この規定は、愛知学院大学薬学部の卒業研究発表会で優秀な発表を行った学部学生を表彰し、薬学研究者及び薬剤師研究者の育成を図るためのものである。

[名称]

第二条 表彰の名称は、愛知学院大学薬学会 卒業研究発表会優秀賞とする。

[対象]

第三条 次の各項に準じた卒業研究発表をした学部学生を対象とする。

- 1) 基礎的な科学力を有すること。
- 2) 研究を遂行する意欲を有すること。
- 3) 研究を遂行する問題発見・解決能力を有すること。
- 4) プレゼンテーションが優れていること。

[資格]

第四条 授賞対象は、愛知学院大学薬学会の準会員とする。

[選考および表彰]

第五条 教員より推薦を受けた候補論文から評議員会の議を経て決定される。

第六条 愛知学院大学薬学会は、受賞者を表彰する。受賞者には賞状および副賞を授与する。

[その他]

第七条 受賞候補者の選考方法は別に定める。

第八条 この規程の改正は評議員会の議を経て総会の承認を必要とする。

附則 この規程は平成 28 年 6 月 1 日から施行する。

愛知学院大学薬学会 卒業研究発表会優秀賞選考方法

[趣旨]

- 1 愛知学院大学薬学会卒業研究発表会優秀賞の選考は、規程に定める以外は本方法による。

[選考]

- 2 優秀賞の選考は、次の手順を経て行われる。
 - 1) 選考は、卒業論文の評価基準に基づいて行う。
 - 2) 各講座は、発表会終了後速やかに、優秀賞候補者を講座教員数選抜し、評議員に推薦する。
 - 3) 評議員会の議を経て、優秀賞受賞者が決定される。

[副賞]

- 3 四千円相当の図書券等とする。

[その他]

- 4 選考基準の改廃は総会の承認を必要とする。
附則 この基準は平成30年6月1日から施行する。

準会員の学会発表等に要する旅費援助に関する規定

愛知学院大学薬学会準会員が筆頭発表者として研究の成果発表を行うときの出張に要する経費を旅費とする。

(1) 旅費支給対象

旅費の支給は、国内と国外で開催される学会等で筆頭発表者として研究成果の発表を行う愛知学院大学薬学会準会員を対象とする。ただし、会計年度を通じて国内と国外で開催される学会発表に対してそれぞれ5万円を限度とし、支給回数に制限をもうけない。

(2) 旅費支給額

支給する旅費は、交通費、参加費、宿泊補助費（1泊1万円まで）とする。交通費の算出は科学研究費補助金の規定に準ずる。

(3) 手続

- 1) 旅費の受給希望者は、所定の用紙（旅費申請書（AGUP 様式 1））に必要事項を記入し、講座主任教授を通じて愛知学院大学薬学会庶務担当幹事に提出する。
- 2) 出張後は、発表した学会等の資料（コピー）と出張報告書（A4、様式任意）を速やかに愛知学院大学薬学会会計に提出する。

(4) 報告

旅費の支給を受けて発表した内容は、愛知学院大学薬学会誌上で報告することとする。

附記

本規定は平成27年5月1日より施行する。

本規定は平成29年5月19日より施行する。

本規定は令和元年5月24日より施行する。

準会員の教育活動ならびに研修活動等に要する旅費援助に関する規定

(1) 旅費支給対象

旅費は、愛知学院大学薬学会評議委員会で許可を受けた教育活動ならびに研修活動等に参加する学生へ援助として支給する。対象は愛知学院大学薬学会準会員（学部学生、大学院生）とする。また、会計年度を通じて3万円を限度とし、支給回数に制限はもうけない。

(2) 旅費支給額

支給する旅費は交通費及び参加費とし、その算出は科学研究費補助金の規定に準ずる。

(3) 手続

- 1) 旅費の受給希望者は、所定の用紙（旅費申請書（AGUP 様式1））に必要事項を記入し、講座主任教授、学年主任等を通じて愛知学院大学薬学会庶務担当幹事に提出する。
- 2) 出張後は、教育活動または研修活動の資料（コピー）と出張報告書（A4、様式任意）を速やかに愛知学院大学薬学会会計に提出する。

(4) 報告

旅費の支給を受けて行った教育・研修活動の内容は、愛知学院大学薬学会誌上で報告することとする。

附記

本規定は平成22年10月1日より施行する。

本規定は平成25年5月17日より施行する。

本規定は平成27年5月1日より施行する。

準会員の学会参加における参加費援助に関する規定

(1) 参加費支給対象

参加費の支給は、国内で開催される学会等へ参加する学生へ援助として支給する。対象は愛知学院大学薬学会準会員（学部学生、大学院生）とする。また、会計年度を通じて1万円を限度とし、支給回数に制限はもうけない。

(2) 参加費支給額

学会が定める学生の参加費とする。

(3) 手続

1) 参加費の受給希望者は、所定の用紙（参加費申請書（AGUP 様式1））に必要事項を記入し、講座主任教授、学年主任等を通じて愛知学院大学薬学会庶務担当幹事に提出する。

2) 出張後は、参加した学会等の資料（コピー）と出張報告書（A4、様式任意）を速やかに愛知学院大学薬学会会計に提出する。

(4) 報告

参加費の支給を受けて参加した学会において学んだ内容は、愛知学院大学薬学会誌上で報告することとする。

附記

本規定は令和2年5月1日より施行する。

愛知学院大学薬学会誌投稿規定

投稿される論文は、その内容が未投稿及び未掲載であって、独創的な知見を含むものに限ります。なお、愛知学院大学薬学会会員以外からの投稿も受け付けます。投稿の際には、査読候補者を一名必ず明記してください。

1 論文の類別

論文は投稿による総説と一般論文があります。用語は日本語及び英語とします。投稿論文は、原則として1名以上の審査員の評価に基づき担当編集委員が採否を決定します。

- 1) 総説：著者の研究成果をまとめたもので主題が明確であること。研究は必ずしも完成してなくてもよいが、かなりの結論や実験的証拠の整ったもの。
- 2) 一般論文：独創的研究で得られた有意義な新知見を含む論文。

2 投稿方法

原稿を PDF ファイルで作成し、編集委員会に投稿して下さい。

3 原稿作成

1) 原稿

原稿は図、表も含めて1つのPDFファイルとして下さい。シングルスペースでA4判(30行/余白各2.5cm程度)に記入して下さい。フォントはTimes New RomanまたはMS明朝の12ポイントを用いて下さい。

(カバーレター)

和文で連絡著者情報(連絡著者名、所属機関及び住所、電話番号、Fax番号、E-mailアドレス)を記載して下さい。

(第1頁)

論文表題、著者名(フルネーム)、所属機関、所属住所(郵便番号)について和英併記で記載して下さい。連絡著者はその名前の右肩にアスタリスク(*)を付し、脚注にE-mailアドレスを記載して下さい。所属機関が複数の場合は、上付のa, b, c・・・, を著者名の後ろと所属機関の前に付して下さい。

(第2頁)

サマリー(250語以下)及びキーワード(3~5語)を英文で記載して下さい。

(第3頁以降)

本文、謝辞、引用文献、図の説明、表、図の順に記載して下さい。構造式、図、表などにも、通しのページ数を記載して下さい。

2) 構造式・図・表

図、表等は英文で、A4判用紙に1つずつ記載(縦、横使用可)し、化合物番号、図、表には、すべてアラビア数字を使用して下さい(例: Fig. 1, Table 1など)。図の説明文は、英文で別紙に記載して下さい。

3) 略語

初出時にスペルアウトし、その直後に略語を()内に示し、以下それを用いて下さい。定義しないで使用できる略語は次のとおりです。AIDS (acquired immunodeficiency syndrome), ATP (adenosine 5'-triphosphate), cAMP (adenosine 3',5'-cyclicmonophosphate), cDNA (complementary DNA), CoA (coenzyme A), DNA (deoxyribonucleic acid), ED₅₀ (50% effective dose), ESCA (electron spectroscopy for chemical analysis), ESR (electron spin resonance), FAB-MS (fast atom bombardment mass spectrometry), FAD (flavin adenine dinucleotide), GC-MS (gas chromatography-mass spectrometry), HOMO (highest occupied molecular orbital), HPLC (high-pressure liquid chromatography, high-performance liquid chromatography), IC₅₀ (inhibitory concentration, 50%), IR (infrared), LD₅₀ (50% lethal dose), LUMO (lowest unoccupied molecular orbital), MO (molecular orbital), mRNA (messenger RNA), MS (mass spectrum), NMR (nuclear magnetic resonance (as ¹³C-NMR, ¹H-NMR)), P450 (as in cytochrome P450), RNA (ribonucleic acid), rRNA (ribosomal RNA), STO (Slater-type orbital (as STO 3G)), TLC (thin-layer chromatography), tRNA (transfer RNA), UV (ultraviolet)

4) 単位

length (m, cm, mm, nm, Å), mass (kg, g, mg, µg, ng, pg, mol, mmol), volume (l, ml, µl), time (s, min, h,

d), temperature (°C, K), radiation (Bq, Ci, dpm, Gy, rad), concentration (M, mM, mol/l, mmol/l, mg/ml, mg/ml, %, % (v/v), % (w/v), ppm, ppb)

5) スペクトル, 元素分析等の記載例

$^1\text{H-NMR}$ (CDCl_3) δ : 1.25 (3H, d, $J=7.0$ Hz), 3.55 (1H, q, $J=7.0$ Hz), 6.70 (1H, m). $^{13}\text{C-NMR}$ (CDCl_3) δ : 20.9 (q), 71.5 (d), 169.9. IR (KBr) cm^{-1} : 1720, 1050, 910. UV λ_{max} (EtOH) nm (ϵ): 241 (10860), 288 (9380). UV λ_{max} (H_2O) nm ($\log \epsilon$): 280 (3.25). FAB-MS m/z 332.1258 (Calcd for $\text{C}_{18}\text{H}_{20}\text{O}_6$: 332.1259). MS m/z 332 (M^+), 180, 168. $[\alpha]_{\text{D}}^{23}$ - 74.5 ($c=1.0$, MeOH). *Anal.* Calcd for $\text{C}_{19}\text{H}_{21}\text{NO}_3$: C, 73.29; H, 6.80; N, 4.50. Found: C, 73.30; H, 6.88; N, 4.65.

6) 命名法

化合物の命名は, IUPAC 制定の命名規則に従って下さい。しかし, Chem. Abstr. の索引の命名法ならびに RingIndex の命名法に準ずることもできます。

7) 引用文献及び注記

引用文献等は, 雑誌掲載論文, 書籍・単行本, インターネット, その他(技術報告・特許・講演等)とします。これ以外は文章的な記述として下さい。出現順に通し番号(引用文献1件ごとに1つの番号とします)を付け, 文章右肩に右片カッコ付きのアラビア数字で示し, 番号順に並べて REFERENCES として論文末尾に一覧表示して下さい。雑誌名の略称は Chem. Abstr. (参照: The ACS Style Guide. A Manual for Authors and Editors.) に準じます。和名のみの場合は, ローマ字表記にして下さい。

例)

- 1) Keilhauer G., Faissner A., Schachner M., Nature (London), 316, 728-730 (1985).
- 2) Kawai S., Tanaka S., "Encyclopedia of Experimental Chemistry, Vol. 17, Reaction of organic compounds I," ed. by The Chemical Society of Japan, Maruzen Co., Ltd., Tokyo, 1963, pp. 1-243.
- 3) Cruickshank R., Duguid I. P., Marmion B. P., Swain R. H. A., "Medical Microbiology," 12nd ed., Vol. III, Churchill Livingstone, New York, 1975.

引用文献の記載には, 著者名は全員を記し, first 及び middle name のイニシャルを記載して下さい。論文本文中に記載される人名は姓のみ(2名まで)とします。3名以上の時は1名を記し et al. を付して下さい。

4 ヒトや動物を対象とした論文について

- 1) 人体ならびにヒト組織を対象とした論文は「ヘルシンキ宣言」(1964年発行, 2004年改訂: <http://www.wma.net/e/policy/b3.htm>) の倫理基準に, またヒト遺伝子に関する論文は「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」(http://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/seimei/genomes/hishin/) に従い, かつ, 何れの場合も所属機関の倫理委員会の承認を得て実施されたものに限って投稿を受け付けます。なお, 当該論文がこれらに従って実施されたことを本文中に明記して下さい。

- 2) 動物を対象とした論文は, 所属機関の定める動物実験ガイドラインのみならず文部科学省など公的機関の策定したガイドラインに従って実施されたものに限り投稿を受け付けます。なお, 当該論文はこれらのことを本文中に明記してください。

5 その他

- 1) 投稿論文の採用が決定した場合には, 本文と表 (Microsoft Word ファイル) 及び図 (TIFF, EPS 形式で保存したファイル, ChemDraw ファイル等) を編集委員会に提出する必要があります。
- 2) 別刷りの発行代金は, 著者の負担になります。
- 3) 著作権本誌に掲載された論文はいかなる形式で公表される場合においても, その著作権は愛知学院大学薬学会に帰属します。(施行平成20年7月1日)